

●第 65 回保健文化賞候補者推薦のお知らせ

厚生労働省健康局長より、本学会に対し、第一生命保険株式会社主催の第 65 回保健文化賞候補者の推薦依頼がありましたので、募集をいたします。奮ってご応募ください。なお、推薦候補者は本学会各授賞等選考委員会にて決定いたしますので、申請書類の送付は下記の本学会事務局宛にお願いします。申請書類の送付の締切は平成 25 年 3 月 22 日（金）必着とさせていただきます。推薦要項は以下のとおり。

推薦の対象：1. 保健衛生（関連する福祉等を含む）を実際に著しく向上させた団体あるいは個人 2. 保健衛生（関連する福祉等を含む）の向上に著しく寄与する研究または発見をした団体あるいは個人

推薦の方法：推薦をご希望される方は申請書類を下記 URL よりダウンロードして、必要事項を記入し本学会事務局に 1 部送付。本学会各授賞等選考委員会が申請書類にて候補者を決定し、推薦者は学会の代表者とする。

(<http://www.dai-ichi-life.co.jp/company/dsr/society/contribution/welfare.html>)

申請書類送付締切：平成 25 年 3 月 22 日（金）

賞に関するお問い合わせ

〒100-8411 東京都千代田区有楽町 1-13-1

第一生命保険株式会社 DSR 推進室

Tel 050-3780-3242（担当 吉田・中村）

<http://www.dai-ichi-life.co.jp/>

申請書類請求・送付先：

公益社団法人日本栄養・食糧学会 事務局

〒171-0014 東京都豊島区池袋 2-60-5

フェイヴァーフィールド 203 号室

Tel. 03-6902-0072 Fax. 03-6902-0073

E-mail: eishokujimu@jsnfs.or.jp

第65回 保健文化賞要綱

- 主 催 第一生命保険株式会社
- 後 援 厚生労働省・朝日新聞厚生文化事業団・NHK厚生文化事業団
- 対 象
 1. 保健衛生（関連する福祉等を含む）を実際に著しく向上させた団体あるいは個人
 2. 保健衛生（関連する福祉等を含む）の向上に著しく寄与する研究または発見をした団体あるいは個人
- 応 募
 - ・応募用紙は規定の用紙（候補者調書）を使用すること
 - ・必ず推薦を得て下記に提出のこと第一生命保険株式会社 DSR推進室
(〒100-8411 東京都千代田区有楽町 1-13-1 TEL050-3780-3242)
- 審 査 審査委員会が行なう（審査委員は次頁のとおり）
- 表 彰
 - 厚生労働大臣賞（表彰状）
 - 第一生命賞（感謝状：賞金 団体200万円、個人100万円）
 - 朝日新聞厚生文化事業団賞（記念品）
 - NHK厚生文化事業団賞（記念品）
- 表彰場所 東京
- 日 程
 - ・募集開始 平成25年2月1日(金)
 - ・締切日 平成25年4月15日(月) 当日消印有効
 - ・審査・発表 平成25年8月初旬
 - ・表彰期日 平成25年秋

応募にあたっての留意事項

応募にあたっては第65回保健文化賞要綱によりますが、次の点にご留意ください。

1. 保健文化賞の対象となる保健衛生（関連する福祉等を含む）とは、健康増進、疾病予防などの保健医療分野、高齢者・障害者の保健福祉分野、少子化対策等をいいます。（※1）
2. 日本国内に限らず、国外における活動も対象とします。
3. 純学術的なものより、地域に密着した地道で身近な活動や实际的な活動を対象とします。
4. 推薦者を必要とし、自薦ではなく他薦とします。なお、下記の各種団体（※2）には推薦協力を依頼しています。
5. 推薦者は応募者の承諾を得て推薦するものとします。
6. 同一功績による団体とその団体に属する個人が同時に応募することはできません。
7. 提出書類は返還しません。
8. 受賞決定後、受賞者名・職業および都道府県名等を公表します。
9. 要綱は、第一生命ホームページ <http://www.dai-ichi-life.co.jp> にも掲載しています。
応募用紙は、ホームページよりダウンロードできます。

＜団体の応募の対象＞

10. 活動に原則として10年以上の実績があり、かつ将来も期待できるものとします。
11. 過去に以下の表彰歴のある団体は応募の対象としません。
 - ・過去20年以内に保健文化賞を受賞している団体。
 - ・過去20年以内に保健文化賞を受賞した個人が代表を務めている又は代表を務めていた団体。
 - ・過去に叙勲又は褒章（紺綬褒章を除く）を受けた方が代表を務めている又は代表を務めていた団体にあつては、それと同一功績での応募。
 - ・過去20年以内に、医療功労賞、身体障害者自立更生者等の天皇皇后両陛下の拝謁を賜る厚生労働大臣表彰を受賞した方が代表を務めている又は代表を務めていた団体にあつては、それと同一功績での応募。
 - ・過去10年以内に同一功績により厚生労働大臣表彰を受けた団体。

＜個人の応募の対象＞

12. 年齢が原則として50歳以上で、活動年数が原則として10年以上あり、かつ将来の活動も期待できる方とします。
13. 国・都道府県・指定都市等の本省庁職員、特別職公務員およびこれらに準ずる職種

の方は対象としません。ただし、これらの職種の方についても、離職後は対象となりますが、公務としての業績は対象としません。

14. 過去に以下の表彰歴のある方は応募の対象としません。

- ・過去に保健文化賞を受賞した方および受賞した団体の代表であった方。
- ・過去に叙勲又は褒章（紺綬褒章を除く）を受けた方。
- ・過去に、医療功労賞、身体障害者自立更生者等の天皇皇后両陛下の拝謁を賜る厚生労働大臣表彰を受賞した方および受賞した団体の代表であった方。
- ・過去10年以内に同一功績により厚生労働大臣表彰を受けた方。

15. 個人の受賞の対象は、審査委員会時に存命である方とします。

(※1) 最近5年間の受賞内容一覧をご参照ください。

(※2) 推薦協力を依頼している団体

都道府県、指定都市、中核市、保健所政令市、特別区、医科大学、歯科大学、薬科大学、看護大学、福祉大学、その他関係機関および団体等（P36「推薦協力依頼をしている関係機関および団体等抜粋」参照）